

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

就業期間等の設定に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、より多くの会員に就業の機会を均等に提供するため、就業期間等の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職種等)

第2条 この基準に該当する職種、区分及び就業場所等は、別表のとおりとする。

(就業期間)

第3条 就業期間は、発注者との契約に基づき1年以内とする。

(就業期間の継続)

第4条 別表の区分欄中、同一区分内での就業期間は、前条の規定にかかわらず、当該契約が次年度以降継続した場合にあっては、就業開始した日の属する月から5年経過後の同月の末日までを限度に継続できるものとする。

2 公益社団法人我孫子市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、就業期間の継続が5年に達する会員に対し、1月前までに就業が終了する内容を通知しなければならない。

(就業の終了)

第5条 第4条第1項の就業期間限度まで就業した会員は、就業を終了するものとする。

2 センターと発注者との契約が終了した場合は、就業を終了するものとする。

3 就業会員が就業期間中であっても、次の各号に該当する場合は、第4条第1項の規定にかかわらず就業を終了するものとする。

- (1) 発注者との契約義務を履行できない場合。
- (2) 健康を害し、30日以上（見込みも含む）就業が困難と認められる場合
- (3) 家庭の事情により就業に支障を生ずる場合。
- (4) 客観的状況によって、就業者として不適切と認められる場合。
- (5) センターの指示に従わない場合。

(就業の紹介)

第6条 センターは各就業場所において欠員が生じた場合、就業の紹介は次に定める順位とする。

- (1) 入会以来一度も就業していない会員で未就業期間の長い会員から上位に位置づけるものとする

- (2) 過去に就業の経験はあるが、現在は未就業の会員。なお、直近1年間に病気等で就業ができない期間を除き、未就業期間の長い会員から上位に位置づけるものとする
 - (3) 第4条第1項の規定に基づき、就業継続中の者で、就業期間途中で業務を終了になった会員。ただし、第5条第3項第1号、第4号及び第5号の会員は除くものとする。
 - (4) 第4条第1項の就業期間限度まで終了後、3年経過した会員。
 - (5) 就業期間の継続満了に伴い未就業になる会員。
 - (6) 職種の変更を希望する会員、ただし就業期間継続は、通算5年とする。
 - (7) その他会長が必要と認めた会員
- 2 発注者及び職場の秩序を乱す行為並びにセンターの方針に従わない会員は、就業の紹介をしないことができる。

(就業期間の特例)

第7条 就業会員が次の各号に該当する場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、後任者が決まるまでの間、就業期間の継続を延長することができる。

- (1) 同一区分内の就業を希望する会員がいない場合。
 - (2) 同一区分内において、就業を終了する会員（就業期間の継続が5年以上の会員。）が全員若しくは複数人となった場合で、業務を履行するうえで支障が生じるおそれがある場合。
- 2 前項の規定において、就業の延長は次に定める順位とする。
- (1) 就業期間が最も短い者
 - (2) 年少である者

(委 任)

第8条 この基準の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成24年3月30日会長決裁）

- 1 この基準は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この基準の施行前に廃止した、社団法人 我孫子市シルバー人材センター就業期間の設定等に関する基準による就業期間は、なおその効力を有する。

附 則（平成24年11月2日会長決裁）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日会長決裁）

この基準は平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日会長決裁）

この基準は平成26年2月19日から施行する。

附 則（平成27年11月12日会長決裁）

この基準は平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日会長決裁）

この基準は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月11日会長決裁）

この基準は令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 種	区 分	就 業 場 所 等
公 園 管 理	1	手賀沼公園及び手賀沼遊歩道 天王台西公園 五本松公園 湖北台中央公園 中峠亀田谷公園 緑雁明緑地 余間戸公園及び勢至前緑地 明田緑地 高野山桃山公園
	2	公園巡回
	3	湖北台中央公園鍵管理
自 転 車 駐 車 場 管 理	4	我孫子駅北口自転車駐車場 本町3丁目自転車駐車場 サイクルパーク我孫子南 サイクルパーク天王台南
	5	我孫子駅北口原動機付自転車駐車場 我孫子駅南口第3自転車駐車場 天王台駅北口第1自転車駐車場 天王台駅北口第2自転車駐車場 天王台駅南口第1自転車駐車場 湖北駅北口自転車駐車場 湖北駅南口自転車駐車場 新木駅北口自転車駐車場 新木駅南口自転車駐車場 布佐駅南口自転車駐車場 布佐駅東口自転車駐車場
	6	泉放置自転車保管所(放置自転車対策・統括事務)
施 設 管 理	7	五本松運動広場
	8	ふれあいキャンプ場
	9	湖北台市民センター 布佐ステーションホール
	10	水道局庁舎
	11	旧村川別荘
	12	志賀直哉邸
	13	旧井上家住宅
	14	西部福祉センター
道 路 清 掃	15	杉村楚人冠記念館
	16	白樺文学館
高 校 ・ 大 学 送 迎 バ ス 乗 降 整 理 等	17	駅前広場(我孫子駅前、天王台駅前、湖北駅前、新木駅前、布佐駅前)
	18	3・5・15号線
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト ・ 店 舗 で の 就 業	19	駅前ロータリー及び大学
	20	スーパーマーケット・店舗